

府共第340号-3

令和3年7月1日

男女共同参画推進連携会議議員 殿

内閣府男女共同参画局長
(公印省略)

令和3年度「女性に対する暴力をなくす運動」の実施について

日頃より男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進について、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

男女共同参画推進本部（本部長：内閣総理大臣）においては、平成13年6月5日に、毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施する旨の決定をしているところ、本年度につきましても、別添の実施要綱により運動を実施することといたしました。

令和2年6月11日に決定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」において、令和2年度から4年度までの3年間を「性犯罪・性暴力対策の集中強化期間」として、踏まえ、今年度の運動においては、「性暴力を、なくそう」をテーマとして、広報・啓発活動を強化します。

本運動は、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的とするものです。つきましては、本運動がより一層広がり、有意義なものとなるよう、格段の御協力を賜りますとともに、「パープル・ライトアップ」についても、全都道府県で実施されることを目指し、実施団体を募集しておりますので、御協力よろしくお願い致します。貴関係機関・団体等に対しましても、御周知方よろしくお願い申し上げます。

(本件照会先)

内閣府男女共同参画局

男女間暴力対策課 田中、城谷、福井

TEL : 03-5253-2111 (内線37552、37555)

FAX : 03-3592-0408